

福島第一原子力発電所事故にかかる会長声明

2011年（平成23年）7月13日

青森県弁護士会 会長 葛西 聡

1. 原子力政策に対する青森県弁護士会及び日本弁護士連合会の見解

当弁護士会は、1984年（昭和59年）10月、核燃料サイクルの立地に反対の意見表明をした。

その後、日本弁護士連合会は、1998年（平成10年）5月、青森市で開催された定時総会において、国に対し、「再処理を止め、プルトニウムをエネルギー源とする政策の放棄」を提言した。

そして、同連合会は、本年5月の定時総会において、福島第一原子力発電所の事故を踏えて、原子力発電所の新增設を停止し、既存原発の段階的廃止を求める宣言を採択した。

2. 福島原発事故について

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、東京電力の福島第一原子力発電所において事故が起きた。

この地震はM（マグニチュード）9のプレート境界型の巨大地震であったが、安全審査における想定はM7.9にすぎず、実際の地震動は想定された最大基準地震動を15～20%も上回っていた。地震により送電設備が破損し、外部電源が喪失し、非常用ディーゼル発電機が起動した。

この地震によって引き起こされた津波は、想定波高5.7mをはるかに上回るものであったため、非常用ディーゼル発電機が冠水して使用不能となり、全交流電源が長期間喪失する事態に陥った。

この原発は、国が定めた安全設計審査指針などに則って設計されたものであり、本来事故は起きないはずであったが、事故は現実のものとなった。その原因は、安全性

の審査基準の不備と具体的審査の過程に「看過し難い過誤と欠落」（伊方原発 平成4年10月29日最高裁判決）があったからにはほかならない。

その結果、絶対に起らない事故として想定不要とされていた炉心溶融（メルトダウン）が1～3号機で発生した。その原因は、地震による配管などの破断によるものなのか、非常用電源喪失に伴う冷却機能喪失によるものなのかは今後の事故調査をまたなければ特定できないが、いずれにしても原発で最も恐れられている冷却材喪失事故によるものであり、チェルノブイリ原発事故と同じ国際原子力事象評価尺度レベル7（レベル6の重大事故を上回る「深刻な事故」）にランクされる最悪の過酷事故となった。多重防護の安全神話は完全に崩壊した。

そのほかに、炉内の燃料が損傷したことにより水素爆発が起り、建屋が大破し、また使用済燃料プール内の使用済燃料が損傷するなどした。その結果、大量の放射性物質が外部に洩れ、広範囲にわたる深刻な放射能汚染をもたらし、多くの住民が避難生活を強いられ、はかり知れない人的、物的な被害をもたらしている。

現在も、原発事故の進行、拡大を防止するため、炉心と使用済燃料プールに対する冷却作業が続けられており、予断を許さない状況にある。

3. 同種の事故は青森でも起こるおそれがある

(1) 青森県内には、既に六ヶ所核燃料サイクル施設と東北電力東通原発（1号機）が稼働し、東京電力東通原発（1号機）、大間原発、使用済燃料のむつ中間貯蔵施設が建設中で、両社東通原発2号機の建設が計画されている。

(2) 青森県は、過去において十勝沖地震（M8.2）、三陸はるか沖地震（M7.6）などの大地震に見舞われており、また今回と同規模のプレート境界型地震に襲われないという保証はない。六ヶ所再処理工場や東通原発の近傍には、陸域、海域に大規模な活断層の存在が指摘されている。また、建屋や重要な機器の耐震設計は基準地震動450ガルを、それ以外の設備・配管類はそれ以下のガル値に設定されており、大地震に耐えられるか否か極めて疑問である。

- (3) 三陸沿岸では、これまでに38mを超える津波（1896年明治三陸地震津波）に見舞われた経験がある。東通原発の想定津波はわずか6.5mであり、過小評価と言わざるをえない、再処理工場は標高が高いことなどを理由に津波の影響はないと説明されているが、被害が全く生じないという保証はない。
- (4) 再処理工場では、使用済燃料を分離処理したあとに硝酸と核分裂生成物（いわゆる死の灰）が混ざった高レベル廃液が残るが、この廃液は高熱を帯びているため冷却し続けなければならない。この冷却設備が大地震で損傷したり、電源喪失によって冷却機能が喪失すると、火災、爆発事故が起きる危険性がある。
- また、使用済燃料プールには、現在でも満杯に近い約2800トンの使用済燃料が貯蔵されているが、これも上記のような原因で冷却に失敗すると、燃料が熔融し水素爆発などが起きる危険性がある。
- (5) 以上のように、青森県内の原子力施設においても、地震、津波の影響により、福島原発事故と同様もしくはそれ以上の事故と被害が発生する危険性を払拭できない。

4. 青森県内の原子力施設の安全確保を

福島第一原発は全機廃止が決まり、浜岡原発全機も政府の要請で停止となり、そのほか全国の定期検査中の原発は、立地自治体の首長による安全性確認がなされるまで再稼働が認められず、また、建設中の原発についても凍結が表明されている。

青森県知事も、「青森県原子力安全対策検証委員会」を設置し、原子力施設の安全対策の検討をはじめたところであるが、上記検証委員会は、真に中立的立場で、県内原子力施設の安全性と必要性につき、適正、公正にして慎重な検証を実施すべきである。

5. 結論

- (1) 青森県知事に対する要請

これまで、青森県は、核燃料サイクル施設の立地受入れを決定して以来、安全性

の確保を前提に前述した原子力施設を受入れてきたが、このたびの人類が経験したことのない「原発震災」を契機に、二度と福島原発事故の悲劇を繰り返さないために、青森県知事は、県独自の立場でその安全性を根本的に見直し、県民のいのちと健康、財産を守り、もって県民の福祉の向上をはかるべき責務を全うすべきである。

(2) 国及び東京電力を含む原子力事業者に対する要請

福島原発事故は、不可抗力によるものではなく、原発の設計上の欠陥を看過し、安全管理を怠った東京電力とずさんな安全審査により原発の稼働を許可した国の責任に帰因するものである。

よって、国及び東京電力は、福島原発事故にかかる情報を正確かつ迅速に公開し、万全な被害救済（生活支援、損害賠償など）を行うべきである。

更に、国及び原子力事業者は、二度と今回のような悲惨な原子力事故を繰り返さないために、以下に従い、これまでの原子力政策から撤退し、これに代る再生可能エネルギーの推進を中心とするエネルギー政策に転換すべきである。

① 建設中、計画中にかかる全ての原発の新增設を停止する。

② 既存の原発を次のとおり段階的に廃止する。

ア 老朽化した原発及び大きな地震、津波により施設の破壊が予測される原発については直ちに廃止する。

イ それ以外の原発については、短期間のうちに可及的速やかに廃止するが、それまでの間は厳正な安全審査基準の根本的見直しに基づく公正な安全性の再検討を行う。

(3) 六ヶ所再処理工場、高速増殖炉もんじゅなどの核燃料サイクル施設は直ちに廃止し、プルサーマルを中止する。

以 上